

情報公開・個人情報保護審議会 諮問・報告事項

件 名	中井駅南北広場における防犯カメラの設置に伴う本人外収集等について
--------	----------------------------------

内容は別紙のとおり

条例の根拠

**【諮問】**

- ◇第5条第2項第6号（本人外収集）
- ◇第12条第2項第4号（外部提供）

（担当部課：地域振興部落合第二特別出張所）

## 事業の概要

事業名	中井駅南北広場の防犯カメラ設置
担当課	落合第二特別出張所
目的	中井駅南北広場の適正利用のため、防犯カメラを設置する。
対象者	中井駅南北広場の利用者
事業内容	<p>平成29年8月26日に完成した中井駅南北広場は、道路法上の「道路」であるが、区及び町会をはじめとする地域団体がコミュニティ活性化行事など地域振興を目的とするイベントに利用可能な場でもある。また、広場内には防災倉庫を設置し、災害時の活動拠点の機能も備えている。</p> <p>現在、ごみやたばこ吸い殻のポイ捨てのほか、ボール遊び・スケートボード遊びをする若者と近隣住民との間でトラブルが発生している。このような現状から、広場の適正利用を維持するため、防犯カメラを設置する。</p> <p>1 設置場所</p> <p style="padding-left: 2em;">中井駅南北広場(新宿区上落合3-1先から中落合1-18先)のそれぞれに設置されている地域防災倉庫壁面に各1台(計2台)を設置する。(資料13-1)</p> <p>2 設置時期</p> <p style="padding-left: 2em;">平成30年6月15日予定(本審議会承認後)</p> <p>3 設置位置を示した平面図及び撮影範囲</p> <p style="padding-left: 2em;">別紙(案)のとおり</p> <p>4 根拠等</p> <p style="padding-left: 2em;">新宿区防犯カメラの設置及び運用に関する要綱(以下「要綱」という。)及び新宿区立公園等における防犯カメラの設置及び運用に関する実施要領を準用する。(資料13-2及び資料13-3)</p>

**件名 中井駅南北広場における防犯カメラの設置に伴う本人外収集について**

保有課(担当課)	落合第二特別出張所
登録された(登録する予定の)個人情報業務の名称	中井駅南北広場の防犯カメラ設置
収集する個人情報項目(だれの、どのような項目か)	1 収集の対象者の範囲 中井駅南北広場の利用者 2 収集する項目 上記対象者を映す防犯カメラの画像
収集した個人情報項目の記録媒体	電磁的媒体(SDカード)
収集の相手方(どこから収集するのか)	中井駅南北広場の利用者
収集の目的	1 利用者の安全確保 2 広場の適正利用 3 犯罪の予防 4 事故の防止
本人からの直接収集しない理由等	不特定多数の広場利用者に係る画像を収集する必要があるため
収集開始時期及び期間	平成30年6月15日(予定)から(次年度以降も、同様の本人外収集を行う。)
備考	*****

**件名 中井駅南北広場における防犯カメラの設置に伴う外部提供について**

保有課(担当課)	落合第二特別出張所
登録業務の名称	中井駅南北広場の防犯カメラ設置業務
登録業務の目的	1 利用者の安全確保 2 広場の適正利用 3 犯罪の予防 4 事故の防止
外部提供の相手方	要綱第8条第2項に規定する「管理者が画像情報の提供を行う相手方」
外部提供を行う理由	外部提供を行うことにより、上記「登録業務の目的」欄に掲げるいずれかの目的が達成されるため
外部提供を行う情報項目	【防犯カメラを設置する新宿区立公園等の利用者に係る情報項目】 当該対象者を映す防犯カメラの画像
外部提供を行う際に使用する記録媒体	電磁的媒体(SDカード)及び紙(画像を紙に印刷したもの)
外部提供に当たつての区としての情報保護対策	本件外部提供は、要綱第8条第1項の規定により行うことに限定することとする。
外部提供の相手方としての情報保護対策	本件外部提供は、要綱第8条第2項の規定により行うことに限定することとする。
外部提供の時期	平成30年6月15日(予定)から(次年度以降も、同様の外部提供を行うこととする。)
緊急時の外部提供における本人通知の状況	事例に応じ、適宜、本人通知を行う。